

佐賀空港の自衛隊使用要請に関する説明会 知事 挨拶・説明

開催日 令和4年12月25日（日）

場 所 佐賀市立諸富文化体育館

○山口知事

皆さんお疲れさまです。そして、お集まりいただいたことに感謝申し上げたいと思います。最初に私から話をさせていただきますので、お聞きいただきたいと思います。

まず、私の基本的な考え方についてです。戦争のない平和な社会をしっかりと次の世代につないでいくこと。これが何よりも大切だと思えます。

私は、佐賀県知事として、そして、一人の政治家として今後とも平和な社会が続くために全力を尽くしていきたいと考えています。ここは皆さんとも共有していきたいと思えます。そして、平和な社会を守るため、国民、県民の生命・財産を守るために、私は国防、すなわち国を守ること、そこも大切なことだと私は思えます。例えば、今、ロシアによるウクライナ侵攻、力による一方的な侵攻ということを見れば、国を守る国防といった機能があることというのは大切なことだと思えます。そして、我々の住んでいるアジアについてみても、北朝鮮のミサイル発射は後を絶たない。そして、中国との緊張関係など、厳しい安全保障環境にあるという事実がここにあるんだろうと思えます。

私は、国防は大切なことだと思えます。そして、国防、その負担、基地の負担、こうしたものは国全体で分担しなければいけない。分かち合わなければいけないものだと考えます。皆がもしそれを嫌がっていたら、国防ということは成り立ちません。みんなでそこは考えていかなければいけないことだと私は思えます。

そして、私はそういった考え方を持っていながらも、では、単に国防だから国の専権事項だからと言って、即座に安直にこれを受け入れようとは判断したわけではありません。もう8年たっています。県民に関係する重要な課題であったことから、その要請内容、佐賀県への影響などについて精査を行ってまいりました。今日はこうやってお話しする機会をいただきましたので、この8年間の向き合い方などについて丁寧に説明をさせていただきます。と思います。

まず、最初ですが、最初に防衛省からの要請があったのは、平成26年7月、8年半前、私が知事になる半年前、当時、古川知事の時代です。佐賀空港の使用要請というものがあって、そして、要請内容は3点でありました。

1点目は、陸上自衛隊がオスプレイを佐賀空港に配備すること、具体的には、佐賀空港に隣接する場所に駐機場を整備し、離着陸には佐賀空港を使用すると。

2点目は、市街化が進む目達原駐屯地のヘリコプターについて佐賀空港に配置する。

3点目が、沖縄の負担軽減のために米海兵隊の訓練の移転先として佐賀空港を利用することでありました。

私が平成27年1月14日に佐賀県知事に就任することとなります。このとき私は、防衛省からの要請に対しては無色透明の意味で白紙という姿勢で向き合うこととしました。それは、この要請は国防、安全保障に関するものでありますけれども、県民の皆さん方に大きく関係する重要な課題であるから、丁寧かつ慎重な検討が必要と考えたからです。

2月には、当時の左藤防衛副大臣が防衛省の計画内容について説明に来られました。説明を聞いている中で、現時点でとか、そんな感じでとか、何とかみたいな、曖昧な表現が非常に多かったものですから、そんな形で要請されても、と知事になり立ての私は思って、そのときの対話の中で全く将来像とか全体像とかははっきりしていないじゃないですか、ということを申し上げて、改めて明確にしてくださいということを求めました。

この求めに応じて、その年の10月に当時の中谷防衛大臣が来県されて、改めて計画について示すからということでお話があった。そのときには、大臣から私に対してアメリカの海兵隊の利用については要請を取り下げます、すなわち3点の要望は2つにしますという話が明言されたわけでありました。

この米海兵隊が佐賀空港を利用することについては、私も自分が最初の選挙に出たときもそうですし、その終わった後、皆さんと色々なお話を聞く中で、米軍が常駐するということに対して大変不安だという声は私多く承りました。そうした中で、中谷防衛大臣が明確に、米海兵隊の利用の要請を取り下げられたということは、大変重く、大きな変更だったと私は思っています。これによりまして防衛省からの要請は、自衛隊の佐賀空港使用の要請、17機のオスプレイの配備、それと目達原のヘリ移駐の2点のみとなったと考えています。

そして、平成27年10月以降、駐屯地の具体的な場所、施設の配置計画案などが示されました。この間、県と防衛局との間では5往復にわたって質問だとか回答をやり取りしておりました。若宮防衛副大臣が来られて、様々な計画案を提示されて、あのときに私のほうから稲田防衛大臣にデモフライトもやってくれという要請をやって、それも行われた時期だったわけでありました。

そこでさらに、環境への影響や漁業、農業への影響、民間空港としての佐賀空港への影響など20の論点を洗い出して検討を行いまして、論点ごとに県の確認、検討状況を整理した論点整理素案というものを平成29年5月30日に公表させていただきました。

そして、これ（論点整理）も公表しておりますので、また御覧になっていただいたらと思います。

そして、一方で、県議会においても様々な議論がこのときに行われておりました。そして、平成29年7月に、佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議が可決されました。この内

容ですけれども、県民の代表である県議会として、ここからですが、本県議会は県に対して、公害防止協定に基づく事前協議を行う環境を整えながら、防衛省の要請を受け入れる判断を行うことを要請すると県に対して決議がありました。私は、この間、この問題は有明海漁協さんとの覚書もありましたし、地権者の方々もおられますから、その了解が得られないと、これはなかなか了解するという話にならないなというふうに思っておりましたけれども、簡単に言いますと、県議会のほうから県に対して受入れの判断を要請するということ。この同じタイミングで、有明海漁協さんからも、まず県のほうが受入れをするかどうか判断してほしいという声がありました。ですので、県議会の意見もありましたので、私が、県のほうが判断すべきだというふうに思いました。

ただ、このときに非常に難しい課題が頭の中をよぎったわけです。もちろん、この有明海漁協さんというのは覚書の相手方でもありますし、そして、有明海を一番大切にしておられます。いつも話をしても、国に対しては不信感があります。諫干の問題もあります。ですから、これは、私が国防の問題として仮に受入れの表明をした場合に、その後に防衛省さんが有明海再生の対策をしてくれるんだろうかと思いました。何とか交渉で、もし私が受入れとする前に防衛省さんとの交渉をしておいたほうがいいのではないかというふうに思ったわけでありまして、それをすることが信頼をつなぐという、有明海漁協と国との難しい関係を、信頼をつなぐということになるのではないかと思ったわけです。

ところが、有明海漁協さんはそのとき、もちろん賛否を何も明らかにしていませんから、もし受け入れるとしたらどんな対策が必要ですかというのは、なかなかそれは聞ける状況ではなかったもので、これは私が県庁の中で、農林水産部をはじめ、いろいろ今まで漁協の皆さんから聞いていた話を含めて交渉しました。具体的には有明海の環境保全の補償に関する枠組みの構築と、有明海再生や漁業振興のための施策などについて防衛省との協議を行ったわけでありまして。

また、この間、改めて防衛省に対してはオスプレイの安全性についての確認、検証も行って、その結果を県に報告するように求めておりました。平成30年7月に、当時の小野寺防衛大臣が来県されまして、この説明がありました。その中で小野寺大臣は、有明海及び佐賀県上空では、空中給油訓練とか発着艦訓練といった過酷な状況下における訓練は実施しないことを明言されました。そういうところから、世界的に事故が起こっておりましたので、これはしないということを明言されました。

さらに安全性に関する情報共有について、私から、この安全性についてはこれからも引き続き常に追求していかなければいけない課題だということを申し上げた上で、途中途中、例えば、アメリカからいろんな情報をもたらされた場合だとか、自衛隊内で新たな発見があった場合などについてはちゃんと連絡をし合う、報告をし合う、連絡を密にするようなルール化を図るべきと提案したことに対しては、大臣のほうからは、よいことであっ

ても悪いことであっても、包み隠さず報告することが信頼を積み上げていく上で大事であるという発言もありまして、安全性に関する情報共有等のルールをつくっていくことを約束されました。このうそをつかないというのは大事なことで、山口県政は一番大事にしていることです。正しいことを常に言って、それを前提にしながら議論をしていくということについては、ここで共有ができたということです。

その後、8月24日に、当時、小野寺大臣との間で環境保全と補償に関する協議会の設置が1つ。さらに、防衛省の着陸料100億円の支払いを使って佐賀県の基金を創設すること。さらに、オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化の3点について合意をして、さらにこの合意書の冒頭を書いてあるんですが、「この要請は、佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないということを合意の前提として」と、しっかり文書に明記することになりました。

このように、私はその状況に応じながら、様々な意見を聞きながら、幅広い観点から検討するというプロセスを大切にし、実直なやり方で向き合ってきたと思っています。

このように、様々な意見について総合的に検討して、熟慮に熟慮を重ねた結果、4年前、平成30年8月に、県としては防衛省からの要請を受入れ、公害防止協定覚書付属資料の変更について有明海漁協と協議をさせていただくという判断を行って、同日にその変更について漁協さんに協議を申し入れたわけです。大変重い、自衛隊と共用を考えていないという覚書が大変重いものでありましたので、あれを変更させてくださいと、それが最初に取り組まなければいけないことだというふうに考えたわけであります。

そして、その後、漁協では検討を重ねられまして、私自身も複数回訪問して変更について申し入れを行いました。そして、令和3年、去年の11月ですけれども、漁協では計画予定地の排水対策など、3つの事項に対して防衛省の考えが示されることを条件に覚書付属資料の変更について応じるという重い判断をいただいたわけであります。

そして、この3つの条件とは、1つが計画予定地の工事期間中も含めた排水対策の具体的な考え方を示す、排水対策。2つ目、予定地の土地の価格目安を示すこと。3つ目、予定地西側の土地取得についての考え方を示すこと、でありました。

この間、この3つの条件について、漁協、防衛省、そして県の実務者で構成する協議会で本年1月から6月までに4回開催して協議を行ったわけであります。さらに、7月及び8月には、防衛省から漁協の検討委員会の説明が行われまして、さらに、8月25日から9月1日にかけては、協定締結時の当事者でありました漁協6支所の組合員を対象とした説明会を開催され、県も出席して質疑にお答えしたというわけであります。

その後、漁協内において検討が進められまして、10月24日の6支所の合同会議には私も出席をしました。そして、その場では私から有明海再生に対して、これまで県が真摯に取り組んできた内容や再生に対する県の思い、さらに、有明海再生と国防を両立していくこ

とが大切であることなどについてお伝えをして、改めて覚書付属資料の見直しについてお願いをしたところであります。

漁協から懸念をされていた事項に関して、排水対策については、国造搦樋門と平和搦樋門から分散して排水を行うこと。そして、海水混合の排水については、有明水産振興センターと協力して、ノリの養殖に影響がないような適切な比重での排水となるように調整を行うこと。

さらに、漁協さんの中でもお話があった米軍の常駐計画はないことなどについて、県として防衛省さんに、伊藤局長に確認をして、その内容についても説明を行わせていただきました。

これを受けて、11月1日に漁協におきましては検討委員会が開催されて、県の申入れがあった県と有明海漁協との間で締結した「佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料」の変更については、これを受け入れ、今回の防衛省からの要請は国防上からのものであり、県は佐賀空港を自衛隊と共用することができるものとするとの決定をされて、同日、その旨の回答文書を頂いたところであります。

この問題は、漁業者の皆さん方、私も漁業者の皆さんとお話をするのがよくありますけれども、有明海を大切に、子や孫の代まで続いてほしい、宝の海の有明海を再生したいという強い思いのある皆さん方です。こうした中に、国防という全く違った観点からの要請があって、本当に難しく悩ましい問題であると思います。

そうした難しい状況の中でも、今回、漁協として重い決断をいただき、大変感謝をしております。

今から32年前に県と有明海漁協との間で覚書付属資料、県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていないという記載がある協定が締結されました。当時の県の考え方はそうであったと思いますし、それから、その後、県が主体的に、この佐賀空港を自衛隊と共用させようという動きはしたことがないと私は思います。

そうした中で、安全保障関係を踏まえて、国のほうから佐賀空港を使わせてほしいという国防に関する要請がありましたので、丁寧に対応してきたわけであります。

終わりになりますが、今後は事業主体である防衛省において、用地交渉や駐屯地の整備に向けて具体的に取組が進められていくと思います。

私としては、平成30年に様々な意見、県民の皆さん方や様々な団体の皆さん方からいろんな意見がありましたから、それを論点整理の形で20の項目に集約しております。その内容と齟齬が生じていないか。民間空港としての佐賀空港の使用・発展に影響がないかといったことをしっかりとチェックしていきたいと思います。

また、特に漁協の皆さんの関心の高い排水対策については、これから詳細な設計が進んでいくことになると思います。県としても、ノリ養殖に影響がないように防衛省と協力し、

有明水産振興センターの知見も生かしながら、実効性のある対策となるように取り組んでいきたいと思ひます。

結びですが、私は佐賀県を預かる知事として、平和な社会を希求していきたく思ひます。そのためには何でもやる覚悟です。県民の安全・安心を何よりも大切にしながら、今後とも取り組んでいくということを改めて申し上げておきたいと思ひます。

長くなりましたけれども、私から説明させていただきました。よろしくお願ひします。
以上です。